

令和5年度 第7回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和5年9月20日（水） 午後2時30分から午後3時20分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1番	松本 俊治
（委員）	2番	前田 豊
	3番	松本 強
	4番	中松 良友
	5番	高田 敏治
	6番	古塚 雅章
	7番	木下 勝博
	8番	亥野 祐一
	9番	芝辻 直和
	10番	奥村 幸弘
	11番	大前 有三
	12番	光岡 大介
	13番	松本 彌生
	14番	庄治 郁夫

【事務局】

（事務局長）上野 孝弘 （主査）松谷 卓人 （主査）中田 奈穂美 （主査）増尾 尚之
（産業文化局長）長谷川 賢司 （産業文化総括室長）杉原 和彦

4. 欠席者：0名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

【報告第18号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第19号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第20号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件

【議案第17号】 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件

〈審議結果：農業委員会の意見を県に進達〉

7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長 ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。
本日の出席委員は14名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会
は、成立しています。
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませ
んか。
- 委員 (異議なし)
- 議長 異議なしとのことですので、5番 高田委員 と 6番 古塚委員 を議事録署名委員に指名し
ます。
それでは、これより報告案件に入ります。
まず、報告第18号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告しま
す。事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第18号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長
専決により届出を受理しましたので、報告いたします。
以上で、議案の説明を終わります。
- 議長 事務局の報告は終了しました。
本報告に対し、御質問はありますか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第19号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報
告します。事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第19号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長
専決により届出を受理しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終了しました。本報告に対し、御質問はありますか。
- 委員 (質問、意見なし)
- 議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第20号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。
- 事務局 報告第20号について説明いたします。
【議案書朗読】
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届
出を受理しましたので、報告いたします。
- 議長 事務局の報告は終了しました。
本報告に対し、御質問はありますか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しましたが、事務局から何かありますか。

事務局 追加議案としまして、議案第17号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」を上程いたします。なお、本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条並びに西宮市農業委員会会議規則第10条の規定により、高田委員が除斥の対象となりますので、恐れ入りますが、議場から退席をお願いします。

(高田委員退席)

それでは、議案の説明をいたします。

【議案書朗読】

本申請地は市街化調整区域となっておりますので、農業委員会が県知事に意見書を送付し、県知事が許可することになります。

それでは、資料をご覧ください。

【資料朗読】

県知事へ意見書を送付するにあたり、「立地基準」と「一般基準」の両方を満たさない場合は許可されないため、農業委員会として、基準を満たしているか、確認するものです。

続きまして、資料「農地等の転用の許可申請に係る意見書(案)」をご覧ください。

【資料朗読】

「第2種農地」に該当するため代替地の検討が必要になりますが、意見書(案)に記載のとおり、本件には代替地はないため「立地基準」は満たすものと考えられます。また「一般基準」につきましては、申請書類等を確認したところ、申請人の資力・信用に問題はなく、隣接農地や地元農会長の同意書の添付もあり、周辺農地への影響についても問題ないと判断されます。

以上で議案第17号の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、申請農地の現地調査を行った委員より説明をお願いします。前田委員、お願いします。

前田委員 議案第17号についてご説明いたします。

申請農地の位置は配布資料のとおりです。申請農地について現地調査を行ったところ、耕作が行われていない農地が見受けられました。私からの説明は以上です。

議長 前田委員からの説明は終わりました。説明にもありましたが、耕作されていない農地がありながら、5条許可申請が出されたことについて、よく考えていただきたいと思います。

本件に対して、ご質問、ご意見はございませんか。

奥村委員：会長や会長代理とともに、私も現地調査に行ったが、耕作ができていない農地であるのに、これで許可申請が出されたのは問題だと思う。これで許可したら、今後またこういうようなことが出てくるだろうし、それなりに考えないといけないのではないか。

議長 奥村さんが言われるのは、今農業委員をしている人が耕作できていないのに、我々が許可するのはおかしいということだと思う。農業委員になれば怪しい所でも許可するのかということになる。農業委員になったら、人にいろいろ言うので、自分がしっかりしないといけない。自分は知らなかったとか、それでは農業委員になれない。我々は地元で選ばれて、市議会でもそういうことで選ばれたのであれば適格だということで、農業委員に選ばれている。

そのように選ばれた人が、そういうことをやっていいのかということだと思う。

今回の場合、耕作できていない農地の5条許可申請を農業委員会は認めるのか、ということについて、委員の皆さんがどう思われるのか。

そのような人が農業委員になったら困ります、ということと言われるのではないか。

農地は農地として耕作をしないといかん、それを荒れたままにしているとそれは農地になりませんよと。耕作していないからだめですよと。これはもう農家なら皆分かっているはず。

他にご意見はございませんか。

芝辻委員：この件について、事務局は転用が出る前から分かっていたのか。

分かっていたら、その時に現場を見に行ったら良かったんじゃないか。

議長 委員の皆様のご意見をお聞きしましたが、ご異議がなければ議案についてお諮りしたいと思います。ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第17号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」につきまして、総会での意見がまとまらず、今回は許可、不許可の判断はできないので、総会で出た意見書をつけて県知事に進達することにして、ご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第17号につきましては、総会での意見を取りまとめた意見書を県知事に進達することとします。

(高田委員入室・着席)

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後 3 時 2 0 分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)

(委員)
